

大分県私立高等学校専攻科修学支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大分県内の私立高等学校の専攻科（以下「私立高校専攻科」という。）に通う低所得世帯の生徒に対する授業料の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、大分県私立高等学校専攻科修学支援事業実施要領（令和2年4月1日伺定 以下「実施要領」という。）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定 以下「国交付要綱」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和2年4月1日元文科初第1861号通知 以下「取扱い通知」という。）に基づき、私立高校専攻科に在学する生徒（受給権者）からの委任を受けた学校設置者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その支給については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、大分県私立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 受給権者からの委任を受けた事が確認できる書類（実施要領に基づき受給権者が事業実施者へ委任をした申請書を提出済みの場合は省略可）
- (4) 補助対象経費の算定根拠が確認できる書類（実施要領に基づき受給権者が事業実施者へ委任をした申請書を提出済みの場合は省略可）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に指定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。

(6) 受給権者が申請した年度の4月以降の授業料に係る債権の弁済に充てること。

(7) その他、規則、実施要領、国交付要綱、取扱い通知及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書（第9号様式）

(2) 収支精算書（第10号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る大分県私立高等学校専攻科修学支援事業費補助金から適用する。

別表 1

事業実施主体	補助対象経費	補助率
受給権者からの委任を受けた学校設置者	事業実施主体が事業実施要領第3条第1項の要件を満たし、別表2に掲げる要件に該当する生徒へ支給する専攻科支援金（受給権者が申請した年度の4月以降の授業料に係る債権の弁済が対象となる。）	10/10以内 〔補助限度額は別表2の補助区分による限度額とする。〕

別表 2

補助区分	所得要件	生徒1人当たりの補助率及び限度額
区分1 住民税非課税世帯	保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円（非課税）	授業料月額とする。ただし月額35,600円を限度とする。
区分2 住民税非課税に準ずる世帯	保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が100円以上85,500円未満	授業料月額の1/2とする。ただし月額17,800円を限度とする。